

国民健康保険高齡受給者証をお持ちの皆様へ

平成22年4月から、医療機関での窓口負担1割が継続されます

平成18年度の医療制度改正により、平成20年4月から医療機関での負担割合が、法律上は1割から2割に変更となりましたが、政府の負担割合凍結措置により、患者の窓口負担は1割負担のまま据え置かれています。そして、今年度につきましても、この措置が平成23年3月31日まで再延長されたため、現在医療費が1割負担の方については高齡受給者証の差し替えが必要となりました。対象の方には新しい受給者証を3月下旬に送付しましたので、医療機関に受診する際には、そちらをお使いください。

ここの表示が変わりました。なお、7月下旬に前年の収入により負担割合を決定後、8月から有効の受給者証を再送付します。

国民健康保険高齡受給者証	
交付年月日 年 月 日	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	性別
対象被保険者	氏名
生年月日	年 月 日
一部負担率	2割(平成22年7月31日まで1割)
発効期日	年 月 日
有効期限	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

問い合わせ先 市民課 国保年金グループ ☎40-5556

平成22・23年度の後期高齡者医療保険料の保険料率が変わります

後期高齡者医療制度の保険料率について、次のように変わりますので、お知らせします。

	平成20・21年度	平成22・23年度
・均等割額	37,800円	37,800円
・所得割率	7.14%	7.18%

なお、平成21年度に行われた保険料の軽減措置（所得の低い方に対する均等割額を9割、8.5割、5割、2割軽減する措置及び所得割を50%に軽減する措置、並びに、被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額を9割軽減する措置）は平成22年度においても継続します。

問い合わせ先 栃木県後期高齡者医療広域連合 ☎028-627-6805（代表）

障がい福祉の窓

～福祉の制度やサービスについての概要を紹介します～

問い合わせ先 社会福祉課 ☎52-1112

② 4月から肝臓機能障がいによる身体障がい者手帳が交付されます。

肝炎等の疾患により永続的に肝臓機能の著しい低下のある方については、4月から身体障がい者手帳の交付を受けることが可能となります。

- 対象者
 - ・下記の認定基準に該当する肝臓機能障がいのある方
 - ・肝臓移植手術を受け、抗免疫療法を実施している方

【認定基準】

主として肝臓機能障がいの重症度分類である Child - Pugh 分類によって判定します。3か月以上グレードCに該当する方が、おおむね身体障がい者手帳の交付対象となります。ただし、診断前の6か月間にアルコールを摂取している方等は対象とはなりません。

Child - Pugh 分類とは・・・肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値によって肝臓機能障がいの重症度を評価します。

●手続き

申請書、診断書、顔写真（たて4cm×横3cm）を社会福祉課窓口（石橋庁舎）に提出してください。診断書は、身体障がい者手帳指定医が作成したものに限りです。申請書・診断書の用紙は社会福祉課にあります。